

# 新客観点数の加点内容の改正(案)

○ 加点方法について

経営事項審査の総合評価値（客観点数）に、当該資格申請者の新客観点数を加算する。 **資格総合点数 = 客観点数（経営事項審査の総合評価値） + 新客観点数（県内業者のみ）**

		令和4年度以降	令和元・2・3年度
<b>工事成績</b>	工事成績	(変更なし) 基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「舗装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 <b>加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5</b>	基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「舗装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次のとおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 <b>加(減)点 = (平均点-65点) × 3.5</b>
	表彰等	(変更なし) 基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「舗装」業種のみ加点の対象とする。	基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及び安全衛生表彰等を対象とする。表彰1回10点(同一年度の同一目的表彰は1回に限る。上限30点)「土木一式」「とび土工コンクリート」「舗装」業種のみ加点の対象とする。
<b>技術力</b>	民間資格	(変更なし) 基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。上限30点)	基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者1名に対し当該資格の級に関係なく1点(社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。上限30点)
	指名停止・入札参加停止	(変更なし) 基準日直前2年間における指名停止月数 × (-10)点 (建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)	基準日直前2年間における指名停止月数 × (-10)点 (建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された場合を除く。最大15点までの減点とする。)
	新技術登録	(変更なし) 基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制-開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)	基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体制-開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)
<b>経営意欲</b>	環境配慮	(変更なし)・基準日におけるエコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外) ・基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点	・基準日におけるエコアクション21又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(経審でISO14001が「有」とされている場合は対象外) ・基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点
	労働環境	<b>(加点項目の追加、一部改正)</b> ・基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用:5点(採用した社員に技術職がいる場合、更に+10点) ・基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点 ・基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000 シリーズ又はISO45001)もしくは、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS (NEW COHSMS, Compact COHSMS))の認証取得:15点 <b>【改正】</b> ・基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している:10点 ・基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点) ・基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点(登録企業であって <b>基準日申請日</b> において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点) <b>【改正】</b> ・基準日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業:4週5休(又は年間休日82~93日):3点、4週6休(又は年間休日94~119日):5点、4週8休(又は年間休日120日以上):10点 ・基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業:5点 ・ <b>基準日において建設キャリアアップシステム(CGUS)を導入している場合:事業者登録で10点、技能労働者のうち登録されている技能労働者割合により、10%以上50%未満で1点、50%以上80%未満で3点、80%以上で5点 【追加】</b> ・ <b>基準日において技能労働者の賃金の支払い形態が「月給制」の場合:技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合により、50%以上80%未満で6点、80%以上で10点 【追加】</b>	・基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用:5点(採用した社員に技術職がいる場合、更に+10点) ・基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点 ・基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000 シリーズ又はISO45001)もしくは、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得:15点 ・基準日において、従業員100人以下の企業が次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している:10点 ・基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点) ・基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点(登録企業であって <b>申請日</b> において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点) ・申請日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業:4週5休(又は年間休日82~93日):3点、4週6休(又は年間休日94~119日):5点、4週8休(又は年間休日120日以上):10点 ・基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動企業:5点
	SDGs	<b>(加点項目の追加)</b> ・ <b>基準日における長野県SDGs推進企業登録制度に登録:10点 【追加】</b>	
合併等	(変更なし) 基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。)	基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除く。)	
<b>地域貢献</b>	地域貢献	(変更なし)・基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点) ・基準日における法務省の「協力雇用主」の登録企業:3点	・基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点) ・基準日における法務省の「協力雇用主」の登録企業:3点
	労働福祉	(変更なし)・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点	・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点 ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点